

# 大阪市地域福祉基本計画

(事務局素案) <平成 29 年 9 月 6 日時点>  
2018 (平成 30) 年度 ~ 2020 (平成 32) 年度

平成 年 月  
不 大 阪 市



# 目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 地域福祉基本計画の位置づけ	2
(2) 大阪市基本構想との関係	5
(3) 区地域福祉計画等との関係	6
(4) 分野別計画・関連計画等との関係	6
(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	12
3 計画期間	13
4 圏域の考え方	14
5 計画の推進・評価の体制	16
第2章 地域福祉を取り巻く現状	17
1 統計データ等から見る大阪市の現状	17
(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移	17
(2) 市民の意識と活動の状況	26
(3) 地域における団体等の活動の状況	33
(4) 地域における社会問題の状況	39
(5) 相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況	43
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	45
(1) 地域共生社会の実現	45
(2) 成年後見制度の利用の促進	54
3 地域福祉推進指針にもとづく各区の取り組み状況	57
(1) 取り組み状況について	57
(2) 課題と今後の方向性	60
第3章 計画の基本理念と基本目標	63
1 基本理念	63
2 基本理念の考え方	64
(1) 人権尊重の考え方	64
(2) 住民主体の地域づくりの考え方	65
(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方	65
(4) 福祉コミュニティ形成の考え方	67
(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方	67
3 計画の基本目標	68
4 計画の体系	69

<b>基本目標 1</b>	<b>みんなで支え合う地域づくり</b>	70
1	<b>住民主体の地域課題の解決力強化</b>	70
	(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり	70
	(2) 地域福祉活動への参加の促進	70
	(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	71
	(4) 専門職による地域福祉活動への支援について	71
2	地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	75
	(1) 多様な主体の参画と協働	75
	(2) 社会資源の有効活用	75
3	災害時等における要援護者への支援	77
	(1) 災害時における要援護者への支援	77
	(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり	78
<b>基本目標 2</b>	<b>新しい地域包括支援体制の確立</b>	80
1	地域における見守り活動の充実	80
2	<b>相談支援体制の充実</b>	83
	(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援	83
	(2) 生活困窮者自立支援制度との連携	84
	(3) 相談支援体制を支える人材の育成・確保	84
3	権利擁護支援体制の強化	87
	(1) 虐待防止の取り組みの推進	87
	(2) 成年後見制度等の利用促進	87
<b>第4章</b>	<b>各区に共通する課題等への具体的な取り組み</b>	91
1	<b>相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備</b>	92
1-1	要援護者の発見と地域における見守り体制の強化	92
1-2	複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	96
2	福祉人材の育成・確保	102
2-1	地域福祉活動の担い手の確保	102
2-2	福祉専門職の育成・確保	103
2-3	行政職員の専門性の向上	105
3	権利擁護の取り組みの充実	107
3-1	虐待防止に向けた地域連携の推進	107
3-2	成年後見制度の利用促進	109
<b>資料編</b>		
1	用語解説	
2	計画の策定経過	
3	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、地域福祉基本計画策定・推進部会委員名簿	

## 第1章

## 計画の考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくためには、住民や行政をはじめ、地域にかかわるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

大阪市では2004（平成16）年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」（計画期間：2004（平成16）～2008（平成20）年度）を、2009（平成21）年3月に第2期計画（計画期間：2009（平成21）～2011（平成23）年度）を策定して、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取り組みを進めてきました。

また、「新しい住民自治の実現」に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、2012（平成24）年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）を順次策定し、それぞれ区の特色ある地域福祉の取り組みが進められているところです。

一方で、少子高齢化や核家族化の急速な進展、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、子どもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待など福祉課題はいつそう複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であり、そのような地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が必要であるとされています。

このような地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくための計画として「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしていきます。

## 2 計画の位置づけ

### （1）地域福祉基本計画の位置づけ

○ 本計画は、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の地域福祉の取り組みを支える計画です。

○ また、2015（平成27）年4月から生活困窮者自立支援制度が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置づけや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している方々の自立を支援する取り組みについても記載しています。

【制度の概要については、第2章2（1）イ 生活困窮者自立支援制度の開始（P46）に掲載しています。】

○ さらに、本計画は、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことを支える重要な手段である、成年後見制度に関する本市施策の方向性等についても記載しており、2016（平成28）年に公布された、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）第23条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

【取り組み内容については、第4章3 - 2 成年後見制度の利用促進（P109）に掲載しています。】

## 【参考】 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

## （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

## （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（2018（平成30）年4月1日施行）

【参考】 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第3条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

（2015（平成27）年4月1日施行）

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（2016（平成28）年法律第29号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（2016（平成28）年5月13日施行）



## (2) 大阪市基本構想との関係

- 大阪市では、大阪がめざすべき将来像を明らかにし、市政の方向を定めるにあたっての基本的な考え方として、同時に、市民をはじめ、大阪に関わるさまざまな人々が、ともにまちづくりに取り組むために共有する目標として、2005(平成17)年3月に「大阪市基本構想」を策定しています。
- 本計画は、同構想の掲げるめざすべき3つの都市像のうちの1つである、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の考え方をふまえて、「だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくり」をめざす計画です。

【参考】 大阪市基本構想(2005(平成17)年3月29日議決)(抜粋)

暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪

(中略)

大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくりを進めます。こうしたコミュニティの力を生かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと暮らせる福祉サービスの充実や健康づくりの促進、防犯の取り組みや災害に強いまちづくりを進め、生涯を安心して暮らせるまちをめざします。(後略)

### (3) 区地域福祉計画等との関係

- 政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっています。大阪市では福祉の取り組みの中心である区において、区地域福祉計画等を策定し、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取り組みを進めています。
- 本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画です。

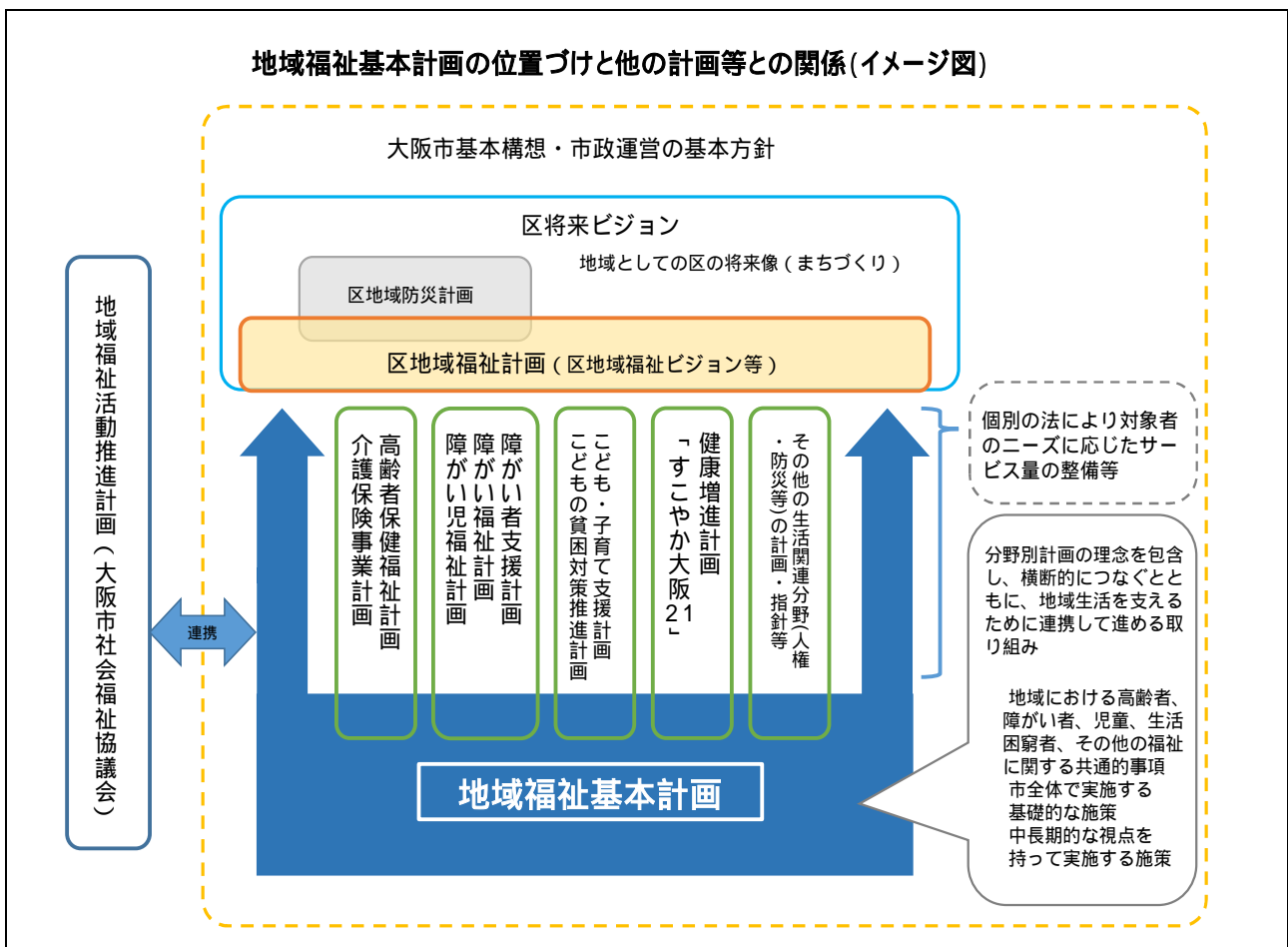
	位置付け	内容
区 計 地 画 域 福 祉	区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉に関する区の方針</li> <li>・ 住民の地域福祉活動を支える取り組み</li> <li>・ 区域全体に共通する福祉課題への対応</li> </ul>
本 計 画	区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念、目標</li> <li>・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み</li> </ul>

### (4) 分野別計画・関連計画等との関係

- 大阪市には、保健・福祉の分野別計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども・子育て支援計画、健康増進計画「すこやか大阪21」があり、それぞれの計画は、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。
- 本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものです。
- このため、まずは、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、それぞれの計画の取り組みを支える基本的なしくみづくりなど

について定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。

- 加えて、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応することや、隠れている生活課題を発見し解決していくためには、人権をはじめ、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。
- こうしたことから、本計画では、保健・福祉や生活関連分野計画等の理念を包含し、人々の暮らしの場である地域において本市が実施するさまざまな取り組みの関係性やつながりを踏まえて、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために連携して取り組むことをめざします。



この図で、各分野別計画と本計画が重なる部分は、各分野別計画が連携して進めるべき取り組み、例えば、地域づくりや地域住民等との協働などを示します。

【参考】分野別計画（保健・福祉）における取り組み

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）（P 〇〇）

第 〇 章

（ 〇 ）地域包括ケアシステムを深化・推進するための取り組み

今回の介護保険法等の一部を改正する法律においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするとされています。

本市においても、第6期計画の取り組みを承継し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みとして、以下の取り組みを推進していきます。

【地域共生社会の実現に向けた取組の推進等】

本市による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり

- ・高齢者を含めた生活上の困難を抱える方への対応や複合課題への対応

共生型サービスの創設

- ・高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

多様な担い手の育成・参画

- ・介護人材の確保をはじめとした、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・介護離職ゼロをめざした職場環境整備への働きかけ

## ・障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（抜粋）

## 第1部 総論

## 第3章 計画推進の基本的な方策

## 1 生活支援のための地域づくり（P）

- ・障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取組が連携して機能していく仕組みを構築していきます。
- ・区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPOの活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。

## 第2部 障がい者支援計画

## 第2章 地域での暮らしを支えるために

## 1 権利擁護・相談支援

## (1) サービス利用の支援

## イ 人材の確保・資質の向上（P）

- ・福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。

## ウ 後見的支援事業の利用の促進（P）

- ・「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を図ります。

## (2) 相談、情報提供体制の充実

## ア 相談支援事業等の充実（P）

- ・区障がい者相談支援センターは、区保健福祉センターと連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たします。
- ・また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。

## 3 スポーツ・文化活動等

## (2) 地域での交流の推進（P）

- ・障がいの有無に関わらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

・こども・子育て支援計画（抜粋）(P110)

第3章 4

(3)

こども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

**施策目標1** 地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します

【基本認識】

地域においては、市民ボランティアや地域団体、NPOなどさまざまな活動主体により、子育て支援やこどもの見守り、児童虐待の予防、地域福祉などの多様な活動が活発に展開され、こどもや青少年、子育て家庭の大きな支えとなっています。しかし、これらの活動を担う新たな人材の確保が困難であったり、特定の人に負担が偏るなどの課題もみられます。地域活動に取り組むさまざまな活動主体が相互に連携し、役割分担しながら、一層効果的で広がりのある活動を進められるように、行政としても支援していくことが重要です。

【取り組みの方向】

地域で取り組む子育て支援などの活動の裾野を広げ、地域の子育て力の向上を図ります。また、人と人のつながりによって、よりよい地域づくりを進めていく仕組みが効果的に機能し、一層活性化するように支援します。これらの活動を地域社会全体のものとして推進できるよう、地域を支える幅広い人々や活動団体等が参画し、地域課題を共有し、議論を重ねながら課題解決を図る場の継続や充実を支援します。

地域活動の活性化を促す取り組みの推進

民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員、PTAなどによるこどもや青少年の健全育成や子育て支援など、次世代の育成支援をはじめとした地域で取り組む活動が一層活性化するように、さまざまな支援を行います。

地域をつなぐ仕組みの活性化

人と人のつながりによって、よりよい地域づくりを進める仕組みや、関係機関のネットワークにより、それぞれの地域活動をより効果的に推進する仕組みが一層活性化するように支援します。

地域社会全体でよりよいまちづくりを進める場づくり

地域の課題を地域で解決し、より魅力あるまちづくりを進めるため、市民や企業、NPOなど、地域で生活し活動するだれもが参加でき、意見交換や新たな活動を生み出す場づくりを支援し、地域活動の広がりや地域コミュニティのさらなる醸成を図ります。

・健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次）」（抜粋）（P38）

第4章 計画を推進するために

1 推進体制

市民はもとより、市民を取り巻く地域・職域・学校に関連する各種団体、企業等、医療保険者、教育機関、保健医療機関、行政機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を図りながら、社会全体で一体となり、市民の健康づくりを推進します。

（1）地域における計画の推進

区役所では自律した自治体型の区政運営により、地域特性を把握して地域の実情に即した健康づくりの施策や事業を、区民の意見を取り入れながら企画・立案し、ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりを地域住民と協働して展開していきます。

また、地域の健康づくり活動の情報をわかりやすく提供するとともに、市民の意見を集めて活かす情報の双方向のやり取りに努め、科学的根拠に基づく保健サービス・保健活動を市民の皆様とともに推進していきます。

地域においては「すこやかパートナー」をはじめとする健康づくり団体との連携による活動を行います。

## (5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

- 大阪市社会福祉協議会(「以下「市社協」という。’)及び区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として明確に位置づけられています。
- 市社協では、地域福祉を推進するため、大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、地域福祉活動を推進しています。
- 大阪市地域福祉活動推進計画は、社会福祉協議会が推進役として中心的役割を果たし、住民、社会福祉事業を営業者、社会福祉活動を行う者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。
- 行政計画である本計画は、地域福祉活動推進計画と理念・方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。

### ～ 社会福祉協議会(市・区・地域)～

#### 大阪市社会福祉協議会とは・・・

大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

#### 区社会福祉協議会とは・・・

住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

本市では、極めて公共性の高い団体として、準行政機関と位置付けています。

#### 地域(地区・校下)社会福祉協議会とは・・・

おおむね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。

地域福祉の推進を図るため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、全ての区役所と区社協の間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。



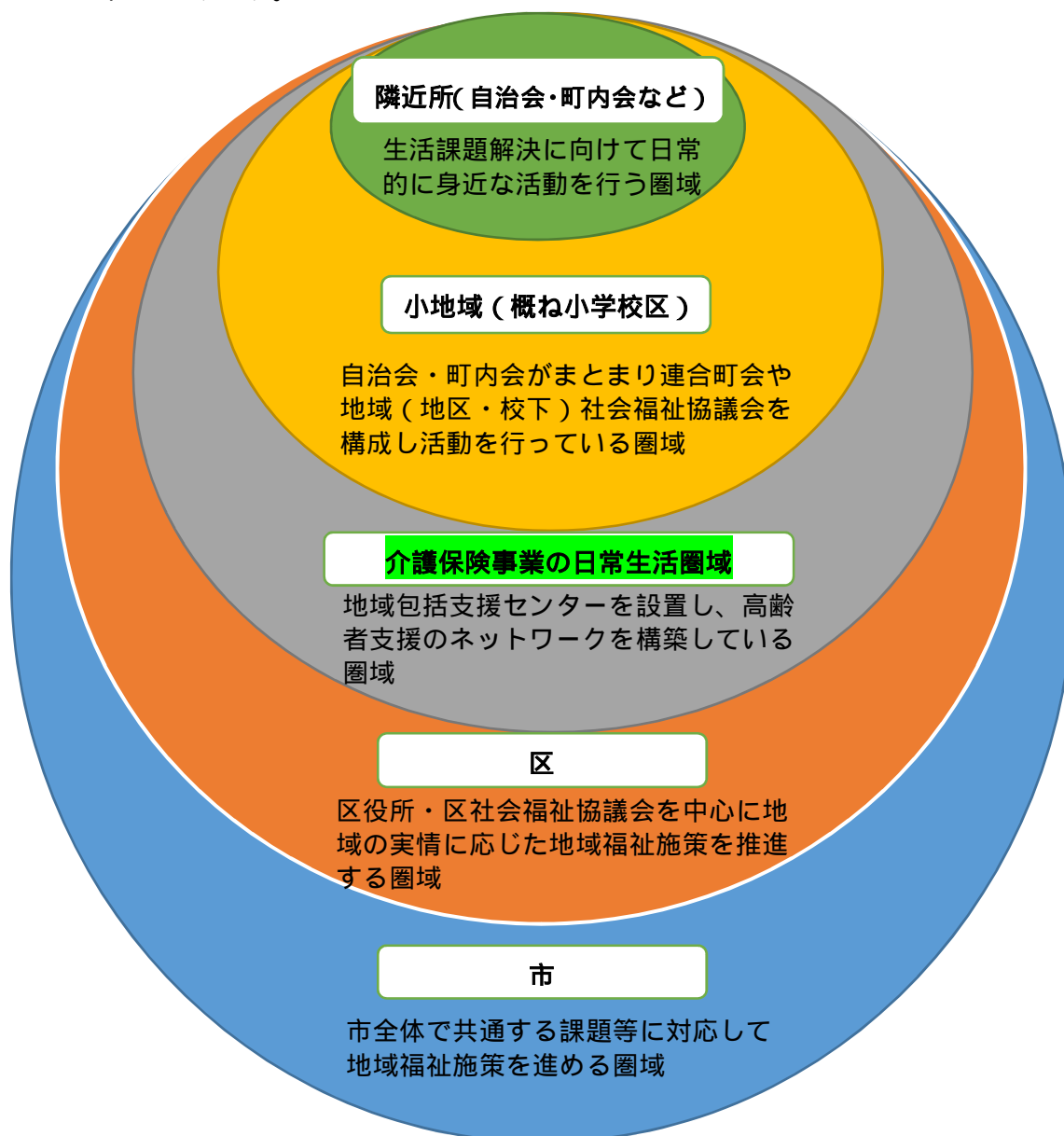
### 3 計画期間

本計画の計画期間は、高齢者・障がい者等の分野別計画との整合性を図るために、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年とします。

2011 (平成23) 年度	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
		地域福祉推進指針					地域福祉基本計画		
	高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画（第5期）			高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画（第6期）			高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画（第7期）		
	障がい者支援計画（中間見直し実施）						障がい者支援計画		
	障がい福祉計画（第3期）			障がい福祉計画（第4期）			障がい福祉計画（第5期） 障がい児福祉計画		
次世代育成支援行動計画				こども・子育て支援計画					
							こどもの貧困対策推進計画		
健康増進計画 「すこやか大阪 21（第1次）」		健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」					健康増進計画「すこやか 大阪21（第2次後期）」		

## 4 圏域の考え方

- 生活上のさまざまな課題を解決し、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域にかかわる全ての人々が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。
- 「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します。
- とりわけ、「小地域」は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。



## ○ 各圏域における主な組織や活動の状況等

## 【隣近所】

- ・自治会や町内会などが組織され、日常的な交流が行われる。
- ・個々の民生委員・児童委員等が日常的な相談支援を行う。

(活動例) あいさつ、声かけ、回覧板、訪問

(特性) 孤独死やごみ屋敷、虐待などの異変にいち早く気づくことができるが、社会資源は限定的。

## 【小地域】・・・概ね小学校区域

- ・地域活動協議会や連合自治会などが組織され、定期的な交流が行われる。
- ・民生委員・児童委員の地区協議会や地域(地区・校下)社会福祉協議会(以下「地域社協」という。)などが、長年継続して活動している。
- ・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTAやはぐくみネット(小学校区教育協議会)が組織されている。
- ・老人クラブやこども会、ボランティアグループなどが活動している。

(活動例) 定例的な会議、ふれあい喫茶や子育てサロンなどの継続的活動、お祭りなどのイベント、大規模清掃活動・防災訓練など

(特性) 小学校や地域集会所・老人憩の家など拠点となる施設があり、顔の見える範囲の住民が組織的に活動。

## 【介護保険事業の日常生活圏域】・・・地域包括支援センターの担当圏域

- ・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、おおむね高齢者人口1万人に1か所(66圏域)となるよう設置されており、保健師、社会福祉士等の専門職を配置のうえ、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などが行われている。

(活動例) 地域包括支援センターによる高齢者支援ネットワークの構築など

(特性) 地域包括支援センターが中核となり、地域包括ケアシステム(P45参照)の構築が進められている。

## 【区域】

- ・区社協が組織され、小地域での活動を支援している
- ・公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化

## 【市域】

- ・市社協が組織され、区での活動を支援している
- ・法や制度への関与

## 5 計画の推進・評価の体制

- 計画の推進・評価については、「計画(Plan)」を「実施(Do)」し、「評価(Check)」して「改善(Action)」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取り組みを行うことが大切です。
- 「実施(Do)」については、市の関係部局が各々の事業について、本計画に基づき、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていく必要があるため、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。
- 「評価(Check)」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」(以下「専門分科会」という。)において、計画推進状況の評価を行います。
- 「改善(Action)」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」において、評価に基づく改善方策の検討を行います。